



Title	『徒然草』とその時代－転換期の文学
Author(s)	米田, 真理子
Citation	大阪大学, 2004, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/44781
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏 名	よね だ ま り こ 米 田 真理子
博士の専攻分野の名称	博 士 (文 学)
学 位 記 番 号	第 1 8 3 0 9 号
学 位 授 与 年 月 日	平成 16 年 3 月 25 日
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第 4 条第 1 項該当 文学研究科文化表現論専攻
学 位 論 文 名	『徒然草』とその時代—転換期の文学
論 文 審 査 委 員	(主査) 助教授 荒木 浩 (副査) 教 授 伊 井 春 樹 教 授 天 野 文 雄

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、日本中世の代表的作品である『徒然草』の詳細な再読と、それを通じて、作品が立脚する時代や社会、また環境を明らかにしようとするものである。第一編「『徒然草』と社会—時代を見る眼」(全三章)、第二編「『徒然草』と仁和寺—時流に抗す個」(全四章)、第三編「『徒然草』と古今集注釈書の世界」(全二章、及び資料翻刻と解題を付す)の三部構成で、400字詰め原稿用紙およそ530枚程度の本文と、60頁弱の資料翻刻・解題、また数葉の資料写真からなる。

第一編では『徒然草』に描かれた逸話の人物・時代状況について今日の歴史研究の成果を取り入れて分析する。第一章では百三段に登場する藤原公明、丹波忠守の事跡を追跡し、大覚寺殿での「近習」の表すところを再考することで、建武政権崩壊後の『徒然草』の視点をも探ろうとする。第二章では百二十八段に見える土御門雅房の事跡・官歴を詳細に調査し、逸話で説かれる近衛大将就任の可能性の時期についての従来の説を批判的に継承し、院とは持明院統の伏見院であることを確定した上で、その意味、また背景の政治状況を探り、村上源氏内部の様相の問題にまで論を及ぼす。第三章は百七十七段にあらわれる「佐々木隠岐の入道」「吉田中納言」の人物の特定を詳論し、逸話の蹴鞠故実と当時の宮廷有職の問題をも闡明し、逸話の史実性と解釈について新見を呈示する。

第二編では第一編で扱った時代の、仏教上の問題を取り上げる。第一～三章までは、『徒然草』八十二段と八十四段に登場する弘融という、兼好との交流が伝えられる僧侶の研究が行われる。第一章ではその事跡について、密教史料をはじめとする新資料の発掘・分析を行い、新見を呈示し、併せその師弘舜の生年も確定している。第二章では林羅山による『徒然草』注釈書『野槌』再刻本の記事に増補された弘融に関する記事を検証する。弘融の『古今集』相伝、兼好への『古今集』伝来と仁和寺、また伊賀仏性寺居住などに関わる叙述の発生の意義について、『野槌』総体、羅山と金地院崇伝をめぐる寺院史料・情報交流の問題、また伊勢地誌史料にまで調査・分析を及ぼして、その史実性を検証する。第三章では古筆切れなどにみえる「伝弘融筆」の資料を博搜・整理し、その中に弘融を仁和寺華嚴院の阿闍梨とする独自情報があることを発見し、その意味と信憑性を検証する。第四章では弘融らが活躍した時代、その仁和寺に御室として君臨した法守法親王について、当時の仁和寺をめぐる政治と宗教の問題も詳細に描き出しながら記述する。

第三編では、『古今和歌集』注釈の世界と『徒然草』・兼好の関わりを叙述する。第一章では二百十段に見える招魂法と喚子鳥をめぐる諸説・「或真言書」の記載について、中世古今集注釈書、また当時の真言修法をめぐる仏教書

の記述を精査し、その言述の在処を探る。第二章では兼好筆あるいは兼好注と呼ばれる『古今集』注釈書の伝本について書誌的研究を行い、現存する大阪青山短期大学蔵『古今和歌集古註 伝兼好筆』から東京大学国文学研究室蔵『古今和歌集 兼好筆』の系統を確定し、これまでの研究を確定した。なお附録として東大本を翻刻し、青山短大本との校合も示して同書を復元した。

論文審査の結果の要旨

従来の『徒然草』研究は、ややもすれば研究史の内部に停滞し、注釈書相互の批判や修正に留まることが多く、動きの少なかった解釈史を形成してきた傾向がある。それに対し、本論文の特徴は、従来見過ごされていた人物やその叙述について、歴史・仏教、また和歌資料など、さまざまな関係諸領域のきわめて新しい成果までも丁寧に追跡し取り込んで、次々と新見を提示しようとするところにある。現在日進月歩の中世史また仏教史研究の最新成果を、正確に取り入れ分析することには、相当の研鑽が必要であるが、そのみならず、地道で困難な聖教調査も行い、声明についてまで研究を及ぼし、これまで未詳として放置されていた人物比定や歴史事象と『徒然草』の記述の距離を埋めようとする、その研究の広がりが高く評価できる。またその作業を通じて、鎌倉後期の持明院統・大覚寺統迭立期から建武新政崩壊と南北朝時代にかけての院と帝、また貴族達の動向をめぐる政治状況を正確に復元し、『徒然草』各章段に新解釈を示して、『徒然草』読解に、そうした時代状況の正確な理解の必要性を主張する点も、首肯されるところである。本論文は、如上の分析を通じて、不明な点の多い兼好伝の復元をもくろみ、また『徒然草』成立論にも視野を拡げていることも、併せ評価したい。

本論文に問題があるとすれば、『徒然草』の二百四十段余りの章段の内、取り扱われた章段がまだ僅かであること、また本稿の分析が、詳細な歴史や仏教文献の分析に渉る余り、時に『徒然草』本文の読解よりは、周辺資料の考証に向けられてしまう点であろう。

しかし、それらは申請者の真摯な分析姿勢の継続でいずれ克服されていくことであり、また申請者の研究はすでに学界でも高い評価を受けている。また兼好の時代の仁和寺御室法守についての伝記研究が単独の論文として、歴史・宗教史研究としても通用する詳細なものとなっていることも指摘しておきたい。申請者の研究が継続されれば、『徒然草』研究や中世文学はもちろんのこと、中世史、また中世仏教史との研究交流も期待されるところであり、学界に裨益するところ大であろう。これらにより、本論文は博士（文学）の学位にふさわしいものであると認定する。